

# 日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ

4月25日の沖縄の県民大会は、県内外から9万人以上もの人々が参加した歴史的な集会となった。沖縄の圧倒的多数の人々が、党派を超えて「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める」の1点で団結したという点でも、この集会のもつ意義は画期的である。

この集会には全国各地から物心両面の熱い支援が寄せられた。3月時点の日本世論調査会による調査では、普天間基地の移設問題につき、国外移設が38%、沖縄県以外の国内移設が21%、沖縄県外へ移設を求める声が約6割に達している。沖縄の声は日本全国の声でもある。

しかし、民主党政権は、普天間基地のヘリ部隊の一部を鹿児島県徳之島に移転させ、沖縄県名護市の辺野古に古い打ち方式で新飛行場を建設する計画を押しすすめようとしている。これは、2009年総選挙時の「国外、最低でも県外」という公約を投げ捨て、自公政権の「移設条件付き返還」、基地のたらい回しの路線を引き継ぐものである。

徳之島の住民は、2万6000人の島民の6割が参加する島民集会(4月18日)で断固反対の意思を政府と米国に示している。日本全国どこであっても、基地のたらい回しが、激しい反対にさらされることは必然である。

現政権は、沖縄に基地を押しつけ続けることを正当化するため、「海兵隊の抑止力」を盛んに主張している。しかし、アフガン・イラク戦争が示したように、海兵隊は、日本の「抑止力」、防衛のための部隊ではなく他国への武力攻撃・侵略のための部隊にほかならない。

本来、日本政府が沖縄に海兵隊を駐留させ続けること自体が、戦争放棄と武力行使を禁じた憲法9条に反しているのである。また、米軍基地があるために、沖縄そして全国で米兵の犯罪と騒音・事故等の基地被害が相次ぎ、国民の平和的生存権(憲法13条)が日々脅かされている。

日本政府に求められているのは、普天間基地撤去という沖縄と全国の圧倒的多数の世論に耳を傾け、基地の移設(たらい回し)ではなく、米国に対し撤去を堂々と求め、ねばり強く交渉することである。そして、憲法9条の理念を掲げた平和外交により、アジアの平和と安定に寄与することである。

青年法律家協会は、1954年、憲法を擁護し平和・民主主義・基本的人権を守ることを目的に設立されて以来、自衛隊海外派兵と基地強化・軍国主義復活に一貫して反対し活動してきた。

いま日本は、基地のない平和な社会に向けて、大きな一歩をすすめることができるかどうかの歴史的な岐路に立っている。青年法律家協会は、創設の原点に立ち、日本政府に対し、普天間基地無条件撤去の立場で米国と交渉することを強く求める。

2010年5月14日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 井上 聡  
北海道支部長 小坂 祥司

函館支部長 森越 清彦  
宮城支部長 半澤 力

